議案第７４号

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例（昭和４１年守谷町条例第１８６号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ５ 年１１月２８日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
７４号	1

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例（昭和４１年守谷町条例第１８６号）の一部を次のように改正する。

第２１条に次の１項を加える。

３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）は，当該所得割額及び被保険者均等割額から，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に，当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には，出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には，３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（２）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第４条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（３）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（４）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第７条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（５）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（６）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては，その減

額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第２３条の２を第２３条の３とし，第２３条の次に次の１条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第２３条の２　国民健康保険税の納税義務者は，出産被保険者が世帯に属する場合には，出産の予定日その他市長が必要と認める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

２　前項の届出書を提出する場合には，当該納税義務者は，次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）出産の予定日を明らかにすることができる書類

（２）多胎妊娠の場合には，その旨を明らかにすることができる書類

（３）出産後に前項に規定する届出を行う場合には，出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

３　第１項の規定による届出は，出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。

４　第１項の規定にかかわらず，市長が，当該出産被保険者について同項に定める事項及び第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合には，第１項の規定による届出を省略させることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和６年１月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の守谷市国民健康保険税条例の規定は，令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和５年度分の国民健康保険税のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

提案理由（議案第７４号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和５年５月に公布され、出産する被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税を軽減する制度が創設されたことに伴い、守谷市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
７４号	4

守谷市国民健康保険税条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（国民健康保険税の減額） 第２１条　（略） ２　（略） ３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）は，当該所得割額及び被保険者均等割額から，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に，当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には，出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には，３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（国民健康保険税の減額） 第２１条　（略） ２　（略）

議案 ７４号

頁数 ５

参考資料

（２）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第４条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（３）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（４）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第７条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものした場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（５）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（６）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課

税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 第２１条の２から第２３条まで　（略） （出産被保険者に係る届出） 第２３条の２　国民健康保険税の納税義務者は，出産被保険者が世帯に属する場合には，出産の予定日その他市長が必要と認める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。 ２　前項の届出書を提出する場合には，当該納税義務者は，次に掲げる書類を添えなければならない。 （１）出産の予定日を明らかにすることができる書類 （２）多胎妊娠の場合には，その旨を明らかにすることができる書類 （３）出産後に前項に規定する届出を行う場合には，出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類 ３　第１項の規定による届出は，出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。 ４　第１項の規定にかかわらず，市長が，当該出産被保険者について同項に定める事項及び第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することが	第２１条の２から第２３条まで　（略） （新設）

できる場合には，第１項の規定による届出を省略させることができる。 （特例対象被保険者等に係る申告） 第２３条の３　（略）	（特例対象被保険者等に係る申告） 第２３条の２　（略）